

官報

号外 昭和二十三年四月六日

○第二回 参議院會議錄第二十九号

昭和二十三年四月五日(月曜日)午後四時二十八分開議

議事日程 第二十七号

昭和二十三年四月五日

午後二時開議

第一 自由討議 (前会の続)

○副議長(松本治一郎君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る二日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

民事訴訟法の一部を改正する法律案

行政事件訴訟特例法案

財政法第三條の特例に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

行政代執行法案

民事訴訟法の一部を改正する法律案

行政事件訴訟特例法案

司法委員会に付託

石炭廳法案

決算委員会に付託

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

予算委員会に付託

財政法第三條の特例に関する法律案

財政及び金融委員会に付託

去る一日司法委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に対し、議長は、同日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 人身保護法案

二、公聴会の問題 輕犯罪法案

一、公聴会の月日 昭和二十三年四月二十六日、四月二十七日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十三年四月一日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

証券取引法を改正する法律案

政府が発行する福引券の当せん金に對する所得税の課税の特例に関する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

財政及び金融委員会に付託

政務次官の臨時設置に関する法律案

決算委員会に付託

本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)可決報告書

政府が発行する福引券の当せん金に對する所得税の課税の特例に関する法律案可決報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

政務次官の臨時設置に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

予算委員会に付託

証券取引法を改正する法律案

政府が発行する福引券の当せん金に對する所得税の課税の特例に関する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

財政及び金融委員会に付託

政務次官の臨時設置に関する法律案

決算委員会に付託

本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)可決報告書

政府が発行する福引券の当せん金に對する所得税の課税の特例に関する法律案可決報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件決議報告書

○副議長(松本治一郎君) これより本日の會議を開きます。この際日程に追加し、昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長櫻内辰雄君。

審査報告書

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年四月五日

予算委員長 櫻内 辰雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

西郷吉之助 中村 正雄

木村龍八郎 木下 源吾

木内 四郎 堀井 伊介

河野 正夫 波多野 鼎

森下 政一 伊東 隆治

藤田 芳雄 東浦 庄治

奥 むめお 渡邊 基吉

西川 昌夫 中西 功

小串 清一 寺尾 豊

服部 教一 飯田精太郎

岡部 常 岡本 愛祐

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)は、六・三制実施に伴う校舍建築に関する予算の補正であつて、適當な処置と認めらる。

二、事件の利害得失

六・三制の実施を容易ならしむることが出来る。

三、費用

本補正により歳入、歳出共六億四千七百万円の増加となる。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

右は本院において可決した。よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十三年四月五日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

〔櫻内辰雄君登壇、拍手〕

○櫻内辰雄君 只今議題となりました昭和二十三年度一般会計暫定予算補正第一号案の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。さて本案は、先に御報告申し上げました通り、諸般の事情により昭和二十三年度一般会計暫定予算に計上するに至らなかつた六・三制実施に伴う校舍建築に必要な経費等に関し、予算の補正をなさんとするものでありまして、その歳出においては公共事業費六億四

千七百万円の追加となり、これが財源としては、各種公團納付金三億九千三百六十二万四千円、所得税、病院収入その他雑収入等二億五千三百三十七万六千円、合計六億四千七百万円を充當するものであります。

尙政府より昭和二十二年の水害地の復旧費二億円については、昭和二十二年の公共事業費予算の未使用額の中から差し繰り支出することとして、特にそのための予算案は提出しないとの報告がありました。

さて本案審議に当りましては、熱心なる質疑應答がありました。今その主なるものを申し上げます。一委員より、本案における財源の所得税その他の見積り根拠如何との質疑に対し、政府委員より暫定予算編成後において、歳入の各項に亘り再検討の結果、その増収見込額を計上したのでありますとの答弁があり、又一委員より、災害復旧工事の進捗状況如何との質疑に対し、政府委員より、昨年度における災害復旧費所要見込額は約三百八億円であります、内國庫負担分は約二百三十二億円であります。資料その他諸般の事情により、昭和二十二年予算計上額は僅かに二十四億円でありますとの答弁がありたるに對し、委員より、地方においてはこれが負担に苦しみおる状況なるを以て、政府においては速かにこれが予算的措置をせられたいと述べ、政府委員より、極力努力する旨の

答弁がありました。その他二、三の質疑應答がありました。詳細は速記録により御承知を願います。

本案については四月二日政府より提案理由の説明があり、本日質疑を終局し、討論に入り採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。ここに御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければこれより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)
○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加し、政府が發行する福引券の当せん金に対する所得税の特例に関する法律案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)以上を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

審査報告書
政府が發行する福引券の当せん金に対する所得税の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年四月五日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木内 四郎 山田 佐一

松嶋 喜作 玉屋 喜章

尾形六郎兵衛 星 一

下條 恭平 森下 政一

伊藤 保平 木村福八郎

波多野 鼎 高橋龍太郎

小林米三郎 小宮山常吉

渡邊 甚吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、専賣局で販賣している「新生」の賣行が思わしくないのて、二月以降の購入者に対し福引券を發行し、当せん者には特等百万円を始め相當の賞金を出すことにしたが、この当せん金について所得税が課税されれば賞金の魅力が著しくなるので、現在実施されている宝くじと同様に、所得税を課さないこととするものであつて、差当り止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて「新生」の賣行を良くして専賣益金の確保に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

政府が發行する福引券の当せん金に対する所得税の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年四月五日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

要領書

政府が發行する福引券の当せん金に対する所得税の特例に関する法律案

政府が、昭和二十三年四月一日から、同年五月十五日までの間に、製造標章の購入者に対して發行する福引券の当せん金については、所得税を課さない。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年四月五日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木内 四郎 山田 佐一

松嶋 喜作 玉屋 喜章

尾形六郎兵衛 星 一

下條 恭平 森下 政一

伊藤 保平 木村福八郎

波多野 鼎 高橋龍太郎

小林米三郎 小宮山常吉

渡邊 甚吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、東京財務局管下栃木縣大田原税務署の管轄区域が三十五町村、二・九二七平方町の廣きに達し、本年度の租税収入も三億七千七百余万元に上るので、課税の適正、納税者の立場からもきわめて不便であるので、この際これを分割して、新たに氏家税務署を設置し、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、承認を求めるものであつて、適當な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、官民の不便を除き、納税を円滑ならしめる

利益がある。

三、費用

本法実施に要する費用は約百万円である。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

右は本院において承認することと議決した。
よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十三年四月五日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 松平 恒雄殿

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

大田原税務署を分割して、新たに氏家税務署を設ける必要が生じたので、税務署官制による右税務署の設置について、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

〔黒田英雄君發議、拍手〕

○黒田英雄君 只今議題となりました政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に關する法律案に對しまする委員會の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。政府は專賣煙草の「新生」の賣行がその

の定價の關係からいたしまして誠に思わしくないものであります（煙草が悪いからだ）と呼ぶ者あり）そのまゝにして置きますと、專賣收入に非常な欠陥を生ずる虞れがあるのであります。従いまして本年の二月から四十億本を賣ることを目標といたしまして福引券を附けまして、福引券は特賞百四萬以下いろ／＼な獎金を附けましてこれを賣出したのであります。その結果その賣行が相當に改善されて參つたのであります。併しながらこの福引券の獎金について所得税が課せられますと、非常に所得税の額も多くなるのであります。この福引券の魅力を非常に減殺することに相成るので、これが所得税を免除するといふことが本案の規定であるのであります。

これにつきましていろ／＼質疑があつたのであります。大田原福引券は四月一ばい賣出つもりであるといふことであるのであります。三月末までの見込であつたのであります。賣れ残りが相當な数に上つております。又小賣人の方でもこれを繼續を希望いたしますので、四月一ばいを福引券を附けて賣出すといふことであるのであります。併しながら四月の末になりまして全部予定通り賣れるかどうかといふことについての質疑に對しましては、政府においてもその自信はないのであります。然らば賣れ残つたものはどうするのであるかといふことに

つきましては、これは政府においても考案中でありまして、或いは値下げをして自由販賣にするか（笑聲）、或いはずつと値を落して家庭配給にするか、これらの点については十分考案中であるといふことであつたのであります。

尙財政法第三條の關係であります。大田原政府が物價を獨斷的に決めるといふことに誤りがある。殊に製造煙草の値段のごときも政府が獨斷で決めて、従つて「新生」のごとき値段の關係で賣れ行が悪いといふふうなことも生じて來るのであつて、これは誠に醜態であると思はれる。將來これらのことは慎重を期するために國會の議決を経るようにするかといふ質問があつたのであります。これはすでに財政法第三條の特例に關する法律が出てお

るのであります。政府としては專賣品の價格につきましては、國會の議決を經るといふことに取計らうつもりであるといふことであつたのであります。尙專賣益金の收入について前年度即ち三月末日までに相當欠陥があると

思ふがといふことにつきましては、八九十億の減収があるように思はれる、併しこれはひとり「新生」ばかりではないのであります。ビース等が七十四億本作るものが、六十四億本しかできなかった。これは地方の制限その他の關係でそういうふうになつたので収入が減つたのである。將來については、今日の五百億本というものは尙國民需

要の六割ぐらゐであるからして、將來これを十分に作るようになれば、値上げをしなくても相當な収益を擧げることができようといふ答弁であつたのであります。

かくて討論採決に入りまして、政府原案通り可決すべきものと決定をいたしましたのであります。

次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件、これは大田原税務署を分割いたしまして、新たに氏家税務署を設けることの必要が生じたので、税務署官制による税務署の設置について、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求めるといふのであります。大田原税務署が管轄して

おりますものは現在那須郡、塩谷郡の二郡三十八ヶ町村の内、三十五ヶ町村を管轄してございまして、その廣さは二千九百二十七平方キロにも亘つて、本邦屈指の廣い税務署の管区であるのであります。交通の上にも非常に不便があるものであります。税額は一方昨年度の租税の收入は三億七千七百四に上つておるのであります。殊に昨年からの所得税の申告納税制となりましたといふ關係で、非常に区域が廣く、交通の不便のために官民お互に非常に不便を感じておられますので、これを二つに分割いたしまして、新たに氏家町に氏家税務署を新設したいといふことであるのであります。本件につき

ましては、委員會におきまして、全会一致を以て承認を與えるべきものであるといふ決定に相成つたのであります。これを以て私の報告を終ります。（拍手）

○副議長（松本治一郎君） 別に御発言もなければこれより採決をいたします。先づ、政府が発行する福引券の當せん金に對する所得税の課税の特例に關する法律案、本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長（松本治一郎君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（松本治一郎君） 次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求める件、これより本件の表決を行います。委員長報告通り本件に承認を與えることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱する者あり

○副議長（松本治一郎君） 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與へることに決しました。本日はこれにて延會いたしましたと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱する者あり

○副議長（松本治一郎君） 御異議ないと認めます。明日は午後二時より開會いたします。議事日程は決定次第公報

を以て御通知いたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後四時四十四分散会

出席者は左の通り。

副議長 松本治一郎君

議員

藤田 芳雄君	兼岩 傳一君
千田 正君	栗山 良夫君
阿竹齊次郎君	羽仁 五郎君
岩間 正男君	星野 芳樹君
佐々木良作君	竹下 豐次君
赤木 正雄君	木下 辰雄君
宮城タマヨ君	高田 寛君
加賀 操君	中川 以良君
小野 哲君	新谷寅三郎君
藤井 丙午君	西郷吉之助君
松井 道夫君	服部 教一君
松村眞一郎君	姫井 伊介君
伊藤 保平君	小宮山常吉君
飯田精太郎君	小杉 イチ君
小林米三郎君	柏木 康治君
岡部 常君	穂積眞六郎君
岡村文四郎君	奥 むめお君
早川 慎一君	北條 秀一君
鎌田 逸郎君	山本 勇造君
田中耕太郎君	岡本 愛祐君
駒井 藤平君	高橋龍太郎君
佐藤 尚武君	楠見 義男君
下條 康磨君	河井 彌八君
佐佐 弘雄君	中村 正雄君
大野 幸一君	木村眞八郎君
下條 恭兵君	堀 眞琴君

丹羽 五郎君	木下 源吾君
宇都宮 登君	井上なつゑ君
鈴木 憲一君	渡多野 鼎君
原 虎一君	羽生 三七君
山崎 恒君	島 清君
若木 勝藏君	太田 敏兄君
渡邊 甚吉君	安部 定君
吉川末次郎君	天田 勝正君
植竹 春彦君	油井賢太郎君
岡田喜久治君	平野善治郎君
小杉 繁安君	小林 勝馬君
紅露 みつ君	門屋 盛一君
藤森 眞治君	星 一君
伊東 隆治君	岩崎正三郎君
稻垣平太郎君	森下 政一君
小泉 秀吉君	塚本 重藏君
林屋龜次郎君	中井 光次君
木内 四郎君	櫻内 辰郎君
北村 一男君	加藤常太郎君
西川 昌夫君	川村 松助君
堀 末治君	山田 佐一君
中山 壽彦君	黒田 英雄君
寺尾 豊君	草葉 隆圓君
柴田 政次君	大野木秀次郎君
黒川 武雄君	玉屋 喜章君
大隅 憲二君	深水 六郎君
仲子 隆君	尾形六郎兵衛君
小野 光洋君	團 伊能君
中川 幸平君	西山 亀七君
小串 清一君	水久保基作君

國務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君
國務大臣 若米地義三君

政府委員

大藏事務官(大臣官房長) 森永貞一郎君

定價 一部二四二十錢

所行発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇圖書課